

**地域密着型サービスの事業者
公募に関する手引き**

令和5年度 募集

秋 田 市

介護保険課

(令和5年5月26日)

目次

第1	本手引きの趣旨について	1
第2	地域密着型サービス事業者の公募について	
1	公募するサービスの種類および区域について	2
2	応募可能な事業者について	3
3	事業開始時期について	3
4	応募手続きについて	3
5	選定について	4
6	その他留意事項について	6
第3	審査項目・審査基準および評価項目・評価基準について	
1	グループホーム	8
2	小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む)	11
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14
第4	人員・設備基準等について	
1	グループホーム	17
2	小規模多機能型居宅介護事業所	18
3	看護小規模多機能型居宅介護事業所	19
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20
第5	秋田市の日常生活圏域(募集区域)	21
第6	公募申込の様式について	24

第1 本手引きの趣旨について



秋田市では、地域密着型サービスの整備を進めるに当たって、適切な事業者の指定を行うことや良質なサービスを確保することを目的として、『地域密着型サービスの事業者指定に関する手引き』（以下「実施指針」という。）を作成し、本市の基本的な考え方を示しています。

この『地域密着型サービスの事業者公募に関する手引き（令和5年度募集）』（以下「公募の手引き」という。）では、第10次秋田市高齢者プラン・第8期介護保険事業計画（令和3～令和5年度）の、本市の施設整備計画に基づき整備を進める地域密着型サービスについて、最良のサービスを確保するために必要となる適切な事業者を、公募により選定・指定することを目的として、基本的な事項を示すものです。

※ 実施指針は、本市の地域密着型サービス事業者に対する基本的な方針、指定に係る秋田市独自の基準等を示すものとして作成しておりますので、この公募の手引きとあわせ、その内容を必ず確認してください。

第2 地域密着型サービス事業者の公募について

1 公募するサービスの種類および区域について

今回募集を行う地域密着型サービスの種類は、「認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「グループホーム」という。）」、「小規模多機能型居宅介護事業所」、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」および「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の4種類です。

募集区域は、以下のとおりです。グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）について、今回の公募では、下表のとおりとします。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、各日常生活圏域に1事業所ずつ整備していく方針としており、既に整備されている日常生活圏域は募集区域外になります。詳しくは、「第5 秋田市の日常生活圏域」(P.21)を参照してください。

(1) グループホーム

募集区域	中央圏域、東部圏域（河辺地区除く）、西部圏域、南部圏域（雄和地区除く）、北部圏域 ※詳しくはP.21の「秋田市の日常生活圏域」をご覧ください。
募集数量	3ユニット（27人）
留意事項	○事業予定地は、既存のグループホームから直線で概ね500m以上離れていること ○認知症対応型共同生活介護の指定と併せて介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けること ○今回の公募では、全て最大3ユニット（定員27人）での応募が可能です。 ○原則、募集数量の範囲内で上位のものから選定します。

(2) 小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む)

募集区域	中央圏域、東部圏域（河辺地区含む）、南部圏域（雄和地区除く）、北部圏域 ※詳しくはP.21の「秋田市の日常生活圏域」をご覧ください。
募集数量	3事業所 ※既存（整備中含む）の小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）から転換する場合は、今回の募集対象とはなりませんので、その場合はご相談ください。
留意事項	○事業予定地は、既存の小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む)から直線で概ね500m以上離れていること ○小規模多機能型居宅介護の指定と併せて介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受けること（看護小規模多機能型居宅介護の介護予防サービスの指定はありません。）

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

募集区域	市内全域 ※ただし、既に整備済みの北5圏域は除く。詳しくはP.21の「秋田市の日常生活圏域」をご覧ください。
募集数量	5事業所

2 応募可能な事業者について

応募可能な事業者は、法人格を有する者又はその予定の者とします。

ただし、過去に地域密着型サービスの整備事業者として選定された者であって、令和3年6月以降に選定を取り消された又は辞退した者（その法人の役員であった者およびその役員であった者が役員である別法人を含む）は応募できません。

また、看護小規模多機能型居宅介護事業所に限り、病床を有する診療所を開設している者又はその予定の者も応募可能となりますので、その場合はご相談ください。

3 事業開始時期について

原則として令和6年度中に事業開始することとします。

※令和6年度末までの開設が難しい事業計画については、ご相談ください。

4 応募手続きについて

(1) 質問等の受付

公募に関する質問等は、所定の質問書でのみ受け付けます。

なお、提出された質問等に対する回答は、提出した法人等に対し順次お知らせします。また、回答したすべての内容は、とりまとめのうえ本市ホームページ上に公開する予定です。

① 受付期限 令和5年6月12（月）（土日は除く）正午まで【厳守】

② 提出方法 持参、Eメール、FAX

③ 提出先 秋田市福祉保健部介護保険課施設管理担当（本庁舎2F）

E-mail kaigo-jigyosho@city.akita.lg.jp

FAX番号 018-888-5673

(2) 公募申込書の提出

地域密着型サービス事業者の公募申込書の提出に当たっては、予定する施設整備計画に係る関係機関・所管課との事前相談等を経たうえで、所定の様式による公募申込書等やその他必要な書類等を取りまとめ、受付期間内に提出します。受付期間を過ぎてからの公募申込書の提出は、受け付けられません。

- ① 受付期間 令和5年6月19日(月)～7月3日(月)(土日は除く)
(受付時間 9時00分～16時00分)【厳守】
- ② 提出部数 正本1部、副本4部(正本の写し)
- ③ 提出方法 持参又は郵送
- ④ 提出先 秋田市福祉保健部介護保険課施設管理担当(本庁舎2F)
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018-888-5674

※持参又は郵送する日時をあらかじめお電話にてご連絡ください。

5 選定について

(1) 事業者の選定

提出のあった公募申込書について、次の①から③の順に審査を行い、整備事業者を選定します。

- ① 適合審査(書面審査:審査項目のいずれかに「否」がある場合は選定しません。)

予定している立地条件で事業を行うことが可能か、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」(以下、「運営基準」という。)や実施指針などに適合しているかを審査項目および審査基準(P.8～P.16参照)に基づいて事務局が書面審査のうえ確認します。
- ② 1次審査(書面審査:グループホーム88点満点、小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む)65点満点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所40点満点)

評価項目および評価基準(P.8～P.16参照)に基づいて事務局が書面審査のうえ採点を行います。

また、応募が多数の場合には、以下のとおりの申込者を2次審査の対象とします。

サービス種類	2次審査対象申込者
グループホーム	評価点上位5者
小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む)	評価点上位5者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	評価点上位5者

- ③ 2次審査(現地視察、プレゼンテーション等による審査100点)

評価項目および評価基準（P. 8～P. 16 参照）に基づいて、「秋田市地域密着型サービス運営協議会」（以下、「運営協議会」という。）が審査のうえ採点を行い、評価点（100点満点）を決めます。

最終的な事業者の選定については、評価点の高い順に行います。評価点が高同点の場合は、選定の可否を含め、運営協議会委員（以下、「委員」という。）の協議により決定します。評価点の算出方法については、最も高い採点と最も低い採点の委員を除いた残りの委員の採点を集計して、当該委員数で割り返した点数を評価点とし、1次審査の点数は考慮しないものとします。

また、整備するグループホームもしくは小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）が近接することを避けるため、審査においてグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）同士が概ね500m以内の場合は、最も評価点の高い事業者のみ選定します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の審査において日常生活圏域が重複する場合は同一圏域で、最も評価点の高い事業者のみ選定します。（以降全サービス、公募数に至るまで、その次に評価点の高い順に選定します。）

なお、2次審査に参加した運営協議会委員の過半数から賛成が得られなかった事業者については選定しないことがあります。

《グループホーム選定例》

1位	2位	3位	4位	選定	備考
2ユニット(A)	1ユニット(B)	2ユニット(C)	1ユニット(D)	A, B	各概ね500m以上
2ユニット(A)	1ユニット(B)	1ユニット(C)	2ユニット(D)	A	A-B:300m、他各概ね500m以上

(2) 審査の打ち切り、選定の取り消し

審査の途中又は選定後、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、審査の打ち切り又は選定を取り消すこともありますので、十分に留意してください。

また、新設のグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）および定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を同一敷地内で併設した事業計画の場合において、各審査の段階でいずれかの事業が選定されなかったときには、事業計画が大きく変更になることから、もう片方の事業計画は審査の打ち切り又は選定の取り消しとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 事業計画を大幅に変更した場合（事業予定地、平面図、工期等）
- ② 事業計画の変更のうち、1次審査の評価項目および評価基準（P. 8～P. 16

参照)の配点の減となる変更をした場合

- ③ 整備事業者の運営上、介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明し、整備事業者としてふさわしくないと判断される場合
- ④ 選定するに当たって付された条件等を満たすことができない場合
- ⑤ その他整備計画を進めるに当たって支障が生じた場合

(3) 現地視察およびプレゼンテーション

2次審査の対象となった事業計画については、事業所予定地の現地視察および申込者のプレゼンテーションを行います。

なお、日程等の詳細については、1次審査終了後、別途お知らせします。

(4) 結果の通知

審査結果は、申込者に対して書面により通知します。(1次審査終了後および2次審査終了後)

なお、2次審査終了後、整備事業者を選定された申込者(以下「整備予定事業者」という。)に対しては、選定の際に運営協議会から述べられた意見等をもとに、必要な修正を求めることがあります。また、事業計画を適切に遂行することを誓約する書面を提出していただきます。

(5) 選定後の手続き

整備予定事業者は、運営基準や実施指針等に適合し、かつ選定の際に修正を求めた事項を事業計画に反映させたいうえで、指定申請をすることになります。

また、指定申請の内容が選定時の事業計画の内容と著しく相違している又は1次審査の評価項目および評価基準(P.8~P.16参照)の配点の減となる変更をしている場合や、選定の際に修正を求めた事項が適切に反映されていない場合には、事業者指定をしないことがありますので注意してください。

なお、指定申請に係る手続き等の流れについては、実施指針に沿って行いますので、参照してください。

6 その他留意事項について

- (1) 整備予定事業者は、社会福祉に対する熱意と理解を有していることが必要であるとともに、法人の役員構成や資金計画(借入金の償還能力、事業開始後3か月分の運転資金の確保等)等が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることが求められます。
- (2) 計画する施設建物については、建築基準法や消防法はもとより、秋田市条例で定められている運営基準等、その他関係法令・通知等に沿った内容であること、また、施設用地については、原則として市街化区域内で農地法、農業振興

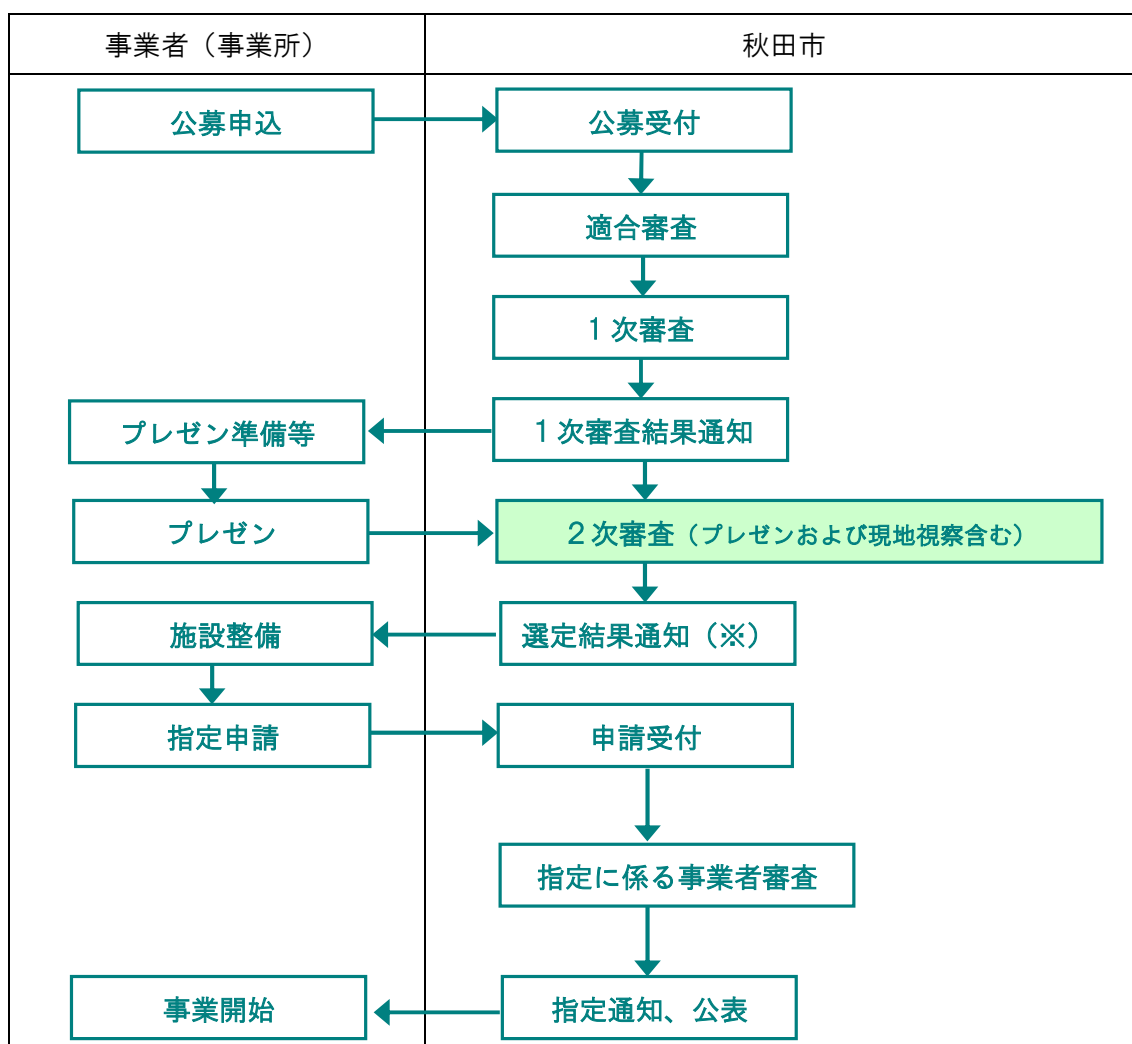
地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等に抵触せず、開発行為が可能であることが前提となります。

必ず、公募申込書提出前に関係機関・所管課に事前相談等を行ってください。

(3) 交通の利便性や住宅地との距離等から、利用者に対するサービス提供にとどまらず、地域に開かれた適切な立地条件であることが望まれます。

(4) 事業者指定後においても事業計画（プレゼンテーションで説明した内容を含む）に基づいた運営が望まれます。なお、本市において、その実施・取組状況を確認し、指導する場合があります。

<地域密着型サービス事業者選定から指定までの流れ>



※ 選定結果通知後の手続きについては、5（5）選定後の手続き（P.6）を参照してください。

※ 指定を受ける際には、必要な書類を不備なく揃えていただく必要がありますので、事業開始予定日は余裕を持って設定してください。

整備予定事業者が社会福祉法人の場合は、建物が完成してから行う登記等様々な手続きがあることを十分考慮のうえスケジュールを立て、遺漏のないように手続きを行ってください。

第3 審査項目・審査基準および評価項目・評価基準について

1 グループホーム

選定に当たり、以下の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準に着目し、審査を行います。

<グループホームの審査項目・審査基準および評価項目・評価基準>

区分	審査項目	審査基準	評価
適合審査	(1) 介護従業者の員数	①日中：常勤換算法で利用者3名に対し1以上 ②常勤職員が1名以上配置されている	適 ・ 否
	(2) 管理者の経験	特別養護老人ホーム・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験（見込み）がある	適 ・ 否
	(3) 法人代表者の経験	特別養護老人ホーム・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験がある	適 ・ 否
	(4) 居室	①1室の居室定員は1名で、居室面積は7.43㎡以上 ②壁などで他の居室と明確に区分している ③利用者の私物を置くスペースが確保できている	適 ・ 否
	(5) 居間・食堂	①ユニットごとに1以上設置している ②利用者や介護従業者が一堂に会するのに十分な広さがある	適 ・ 否
	(6) 台所・浴室	①ユニットごとに1以上設置している ②利用者が気兼ねなく利用できる家庭的な備えになっている	適 ・ 否
	(7) 事業所の立地状況	①事業予定地が住宅地の中にある、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流が確保される地域にある ②事業予定地は、中央圏域、東部圏域（河辺地区除く）、西部圏域、南部圏域（雄和地区除く）、北部圏域である ③土地利用規制等に適合し、運営に支障をきたすものでない ④事業予定地は、既存のグループホームから直線で概ね500m以上離れている	適 ・ 否
	(8) その他	①2階以上に居室がある場合、ホームエレベータを設置している ②居室・入居定員数に対し、3人ごとに1箇所以上トイレおよび洗面・手洗設備を設置している	適 ・ 否
	(9) 法人（又は設立代表者）の住民税等の納付状況	本店所在地（又は設立代表者住所地）および秋田市における住民税等を滞納していないか（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税）	適 ・ 否
	(10) 法人の適切な施設運営	市などからの指導等に対して適切に対応している	適 ・ 否

区分	評価項目	評価基準	配点(点)
1 次 審 査	(1) 代表者の実績・ 経験年数	介護保険事業の経験年数	5年以上(3)、2～4年 (1)、0～1年(0)
	(2) 代表者の現場経 験年数	入居者等に対する直接処遇職員としての経験 年数	5年以上(3)、2～4年 (1)、0～1年(0)
	(3) 看護師の配置	日常的な健康管理および医療との連携(医療連 携体制加算の算定可能な体制。准看護師不可)	看護師を配置(3)、配置し ない(0)
	(4) 過少区域への 整備	同一小学校区にグループホームが整備されて いない小学校区域を事業予定地としている	整備されていない(3)、整 備されている(0)
	(5) 騒音や交通量の 状況	事業予定地に隣接する道路の騒音、交通量の状 況	幹線道路に隣接していない (5)、隣接している(0)
	(6) 周辺の住宅状況	住宅地内の事業予定地の選定	半径50m以内に住家として の家屋が10棟以上(3)、5 棟以上10棟未満(1)、5棟 未満(0)
	(7) 外出の機会が増 加が見込まれる 環境	事業予定地周辺に公園、小売店、文化施設、娯 楽施設、飲食店等がある	半径100m以内に設置されて いる(3)、設置されていない (0)
	(8) 採光	事業予定地への日当たりを遮へいする建物等 の有無	遮へい物なし(3)、遮へい 物あり(0)
	(9) 敷地計画	避難場所や庭等に使用できる広さを確保する ことができ、余裕のある敷地計画である(駐車 部分は除く)	余裕敷地面積が1ユニット 当たり30㎡以上(3)、30㎡ 未満(0)
	(10) 建物の階層	利用者の利便性および安全面への配慮	1階のみ(5)、2階以上 (0)
	(11) 居室	十分な収納スペースを確保できる広さ(居室面 積には洗面・収納を含み、トイレは除く) ※最小面積の居室を基準	10.73㎡以上(5)、9.08㎡ 以上10.73㎡未満(3)、9.08 ㎡未満(0)
	(12) 居室の配置	認知症である入居者が、自室と認識しやすい単 調ではない居室等の配置(居室の1辺を2.7m 以上確保)	ユニット内の一直線の廊下 の長さが9m以下(3)、9m 超え11m以下(1)、11m超 (0)
	(13) 居間・食堂	入居者および従業員等が一同に会することが 可能な広さの確保(通路と一体となっている場 合は、通路としての面積分(有効幅1.2mで計 測)を除く)	入居定員1人当たり4㎡以 上(5)、3㎡以上4㎡未満 (3)、3㎡未満(0)
	(14) トイレ	分散配置、車椅子対応トイレの設置(車椅子対 応トイレは、2m以上×2m以上の広さを有する トイレ)	分散配置かつ車椅子対応ト イレが1以上(5)、いずれ かに対応(3)、どちらも対 応されていない(0)
	(15) 洗面・手洗設備	分散配置、車椅子対応の設備の設置	分散配置かつ車椅子対応の 設備が1以上(3)、いずれ かに対応(1)、どちらも対 応されていない(0)
	(16) 感染対策	玄関から居住者利用区域(居室、居間・食堂、 利用者が2階を利用する場合は2階へ通ずる 階段・エレベータ等)までの区域に、(居住者・ 職員以外の)来訪者用の手洗設備の設置	あり(3)、なし(0)
	(17) 浴室	多方向からの介助が可能なスペースの確保	3方向以上(3)、2方向 (1)、1方向(0)

	(18) 玄関、スロープ	福祉車両等から乗降する際等、入居者を雨や風から守ることが可能な屋根等の設置(玄関については、車両全体が覆われる大きさの屋根等)	玄関およびスロープに設置(3)、いずれかに設置(1)、なし(0)
	(19) 居間・食堂以外の空間	居間および食堂から離れた場所において、入居者が気軽に過ごすことができるドアなどで仕切られていない屋内空間(談話スペースなど)の整備	1ユニット当たり2カ所以上(3)、1カ所(1)、なし(0)
	(20) 戸外空間	入居者が気軽に利用することができる中庭、デッキ、縁側等の設置	1ユニット当たり2カ所以上(3)、1カ所(1)、なし(0)
	(21) 火災対策	耐火又は準耐火建築物である	耐火又は準耐火建築物である(3)、耐火又は準耐火建築物でない(0)
	(22) 避難対策	歩行器や車椅子等での避難を考慮し、段差が解消され、舗装された避難通路の確保(幅員90cm以上)	スロープ等により地上階の非常口と地面との段差がなく、かつ、各非常口から公道まで舗装している(5)、いずれかに対応(3)、どちらも対応されていない(0)
	(23) 低所得者の入居に対する配慮	生活保護受給者の居住費	32,000円/月以下(5) 32,000円/月より上(0)
	(24) 法人の介護保険事業の経験年数	介護保険事業の経験年数	6年以上(5)、3～5年(3)、0～2年(0)
2 次 審 査	(1) 事業予定地の評価	・住宅地、公園および学校に近接しているなど、地域と交流しやすい環境 ・日照、騒音、眺望、住環境	(15)
		・洪水/津波による浸水災害および土砂災害の影響	(5)
	(2) 法人の資金力、経営の安定性	・事業計画に係る資金計画の妥当性 ・法人の財務状況の健全性 ・法令遵守の考え方	(10)
	(3) 応募した動機	・事業に対する熱意・意欲 ・熱意・意欲を裏付ける経験・実績の有無	(10)
	(4) 地域密着型サービスに対する考え方	認知症高齢者の介護についての考え方	(10)
	(5) 職員の採用、育成の計画および職員処遇	・認知症に関する知識を有する職員の具体的な採用、研修育成の方法 ・職員の処遇(給与体系、福利厚生、職員通勤等)	(10)
	(6) 危機管理体制	火災事故や天災、感染症の発生をどのように捉えているか、また予防や対策についての考え方	(10)
	(7) 建物の設計、特徴(特に降雪期対策)	・「住まいらしい空間」が意識された間取り ・認知症ケアを念頭に置いた設計 ・風通し、採光・植物(緑化)等の取り入れ方 ・降雪期への対策	(10)
	(8) 利用者の費用負担の妥当性	利用者が負担する食費等の料金設定の適切性	(10)
(9) その他セールスポイント	独自性のある取組み・セールスポイント	(10)	

2 小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）

選定に当たり、以下の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準に着目し、審査を行います。

＜小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準＞

区分	審査項目		審査基準	評価
適合審査	(1) 介護従業者の員数	小規模多機能型居宅介護事業所	①通いサービス：常勤換算法で利用者3名に対し1以上 ②訪問サービス：常勤換算法で1以上 ③常勤の職員が1以上 ④看護師又は准看護師が1以上	適 ・ 否
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	①通いサービス：常勤換算法で利用者3名に対し1以上 ②訪問サービス：常勤換算法で2以上 ③常勤の保健師又は看護師が1以上 ④常勤換算法で2.5以上が保健師、看護師および准看護師	適 ・ 否
	(2) 管理者の経験	小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム・指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験（見込み）がある	適 ・ 否
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム・指定複合型サービス事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験（見込み）がある、又は保健師又は看護師の資格を有している者	適 ・ 否
	(3) 法人代表者の経験	小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム・指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験がある	適 ・ 否
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム・指定複合型サービス事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験がある、又は保健師又看護師の資格を有している者	適 ・ 否
	(4) 宿泊室		1室あたりの定員が1名で、床面積は7.43㎡以上	適 ・ 否
	(5) 居間・食堂		利用者や介護従業者が一堂に会するのに十分な広さがある（通いサービスの定員が15人を超える場合は1人当たり3㎡以上の広さを確保している）	適 ・ 否

	(6) 事業所の立地状況	<p>①事業予定地が住宅地の中にある、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流が確保される地域にある</p> <p>②事業予定地は中央圏域、東部圏域（河辺地区含む）、南部圏域（雄和地区除く）、北部圏域のいずれかである</p> <p>③土地利用規制等に適合し、運営に支障をきたすものでない</p> <p>④事業予定地は、既存の小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む）から直線で概ね500m以上離れている</p>	適 ・ 否
	(7) その他	<p>①2階以上に宿泊室がある場合、ホームエレベータを設置している</p> <p>②宿泊室3室ごとに1箇所以上トイレを設置している</p>	適 ・ 否
	(8) 法人（又は設立代表者）の住民税等の納付状況	本店所在地（又は設立代表者住所地）および秋田市における住民税等を滞納していないか（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税）	適 ・ 否
	(9) 法人の適切な施設運営	市などからの指導等に対して適切に対応している	適 ・ 否
区分	評価項目	評価基準	配点（点）
1 次 審 査	(1) 代表者の実績・経験年数	介護保険事業の経験年数	5年以上(3)、2～4年(1)、0～1年(0)
	(2) 代表者の現場経験年数	入居者等に対する直接処遇職員としての経験年数	5年以上(3)、2～4年(1)、0～1年(0)
	(3) 過少区域への整備	同一小学校区に小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備されていない小学校区域を事業予定地としている	整備されていない区域(3)、整備されている区域(0)
	(4) 騒音や交通量の状況	事業予定地に隣接する道路の騒音、交通量の状況	幹線道路に隣接していない(3)、隣接している(0)
	(5) 周辺の住宅状況	住宅地内の事業予定地の選定	半径50m以内に住家としての家屋が10棟以上(3)、5棟以上10棟未満(1)、5棟未満(0)
	(6) 採光	予定地の日当たりを遮へいする建物等の有無	遮へい物なし(3)、遮へい物あり(0)
	(7) 敷地計画	避難場所や庭等に使用できる広さが確保することができ、余裕のある敷地計画である（駐車部分は除く）	余裕敷地面積が50㎡以上(3)、50㎡未満(0)
	(8) 建物の階層	利用者の利便性および安全面への配慮	1階のみ(5)、2階以上(0)
	(9) 宿泊室の配置	認知症である宿泊サービス利用者が、自室と認識しやすい単調ではない宿泊室等の配置 ※宿泊室の1辺を2.7m以上確保	一直線の廊下の長さが9m以下(3)、9m超え11m以下(1)、11m超(0)

	(10)居間・食堂	利用者および従業員等が一同に会することが可能な広さの確保（通路と一体となっている場合は、通路としての面積分（有効幅 1.2m で計測）を除く）	通いサービス利用定員 1 人当たり 4 m ² 以上(3)、3 m ² 以上 4 m ² 未満(1)、3 m ² 未満(0)
	(11)感染対策	玄関から利用者利用区域（宿泊室、居間・食堂、利用者が 2 階を利用する場合は 2 階へ通ずる階段・エレベータ等）までの区域に、(利用者・職員以外の) 来訪者用の手洗設備の設置	あり(3)、なし(0)
	(12)トイレ	分散配置、車椅子用トイレの設置の状況（車椅子対応トイレは、2m 以上×2m 以上の広さを有するトイレ）	分散配置かつ車椅子用トイレが 1 以上(5)、いずれかに対応(3)、どちらも対応されていない(0)
	(13)浴室	多方向からの介助が可能なスペースの確保	3 方向以上(3)、2 方向(1)、1 方向(0)
	(14)玄関、スロープ	送迎車両等から乗降する際等、利用者を雨や風から守ることが可能な屋根等の設置（玄関については、車両全体が覆われる大きさの屋根等）	玄関およびスロープに設置(3)、いずれかに設置(1)、なし(0)
	(15)戸外空間	利用者が気軽に利用することができる中庭、デッキ、縁側等の設置	2カ所以上(3)、1カ所(1)、なし(0)
	(16)火災対策	耐火又は準耐火建築物である	耐火又は準耐火建築物である(3)、耐火又は準耐火建築物でない(0)
	(17)避難対策	歩行器や車椅子等での避難を考慮した舗装された避難通路の確保（幅員 90cm 以上）	スロープ等により地上階の非常口と地面との段差が無く、かつ、各非常口から公道まで舗装している(3)いずれかに対応(1)、どちらにも対応されていない(0)
	(18)低所得者の宿泊に対する配慮	一日当たりの宿泊に要する費用	1,052 円以下(5) 1,053 円以上(0)
	(19)法人の介護保険事業の経験年数	介護保険事業の経験年数	6 年以上(5)、3～5 年(3)、0～2 年(0)
2 次 審 査	(1) 事業予定地の評価	・住宅地、公園および学校に近接しているなど、地域と交流しやすい環境	(15)
		・日照、騒音、眺望	(5)
	(2) 法人の資金力、経営の安定性	・事業計画に係る資金計画の適当性 ・法人の財務状況の健全性 ・法令遵守の考え方	(10)

(3) 応募した動機	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に対する熱意・意欲 ・熱意・意欲を裏付ける経験・実績の有無 	(10)
(4) 地域密着型サービスに対する考え方	認知症高齢者の介護についての考え方	(10)
(5) 職員の採用、育成の計画および職員処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する知識を有する職員の具体的な採用・研修育成の方法 ・職員の処遇(給与体系、福利厚生、職員通勤等) 	(10)
(6) 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・火災事故や天災、感染症の発生をどのように捉えているか、また予防や対策についてどのように考えているか ・スプリンクラー等の設置 	(10)
(7) 建物の設計・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・「住まいらしい空間」が意識された間取り ・認知症ケアを念頭に置いた設計 ・風通し、採光・植物(緑化)等の取り入れ方 ・降雪期への対策 	(10)
(8) 利用者の費用負担の妥当性	利用者が負担する食費等の料金設定の適切性	(10)
(9) その他セールスポイント	独自性のある取組み・セールスポイント	(10)

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

選定に当たり、以下の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準に着目し、審査を行います。

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準>

区分	審査項目	審査基準	評価
適合審査	(1) オペレーター	①提供時間帯を通じて1以上 ②1人は常勤 ③看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ④専従	適 ・ 否
	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数	適 ・ 否
	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて1以上	適 ・ 否
	(4) 訪問看護サービスを行う看護師等(一体型のみ)	①保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上(うち1人は常勤の保健師又は看護師、提供時間帯を通じて1人以上の看護職員との連絡体制を確保) ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数	適 ・ 否
	(5) 計画作成責任者	上記の従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかから1人以上	適 ・ 否

	(6) 事業所の立地状況	事業予定地は北5圏域以外である	適 ・ 否
	(7) 通信機器等	①利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させる ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ②適切にオペレーターに通報できるよう、通信のための端末機器を配布	適 ・ 否
	(8) 専用の区画、必要な設備・備品等	事業の運営を行うために必要な面積を有する事務スペース、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保し、必要な設備・備品等を確保（特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等）	適 ・ 否
	(9) 法人（又は設立代表者）の住民税等の納付状況	本店所在地（又は設立代表者住所地）および秋田市における住民税等を滞納していないか（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税）	適 ・ 否
	(10) 法人の適切な施設運営	市などからの指導等に対して適切に対応している	適 ・ 否
区分	評価項目	評価基準	配点（点）
一次審査	(1) 代表者の実績・経験年数	介護保険事業の経験年数	5年以上(3)、2～4年(1)、0～1年(0)
	(2) 代表者の現場経験年数	利用者等に対する直接処遇職員としての経験年数	5年以上(3)、2～4年(1)、0～1年(0)
	(3) 介護福祉士の配置	定期巡回サービス、随時訪問サービスを行う訪問介護員等のうち常勤の介護福祉士の割合	5割以上(3)、4割以上(1)、4割未満(0)
	(4) 未設置圏域への整備	日常生活圏域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の未設置圏域を事業予定地としている	東・西・南(5) 中央・北(0)
	(5) 周辺道路の状況	事業予定地に隣接する道路の状況	幹線道路に隣接している(5)、隣接していない(0)
	(6) 周辺住宅の状況	住宅地内の事業予定地の選定	半径50m以内に住家としての家屋が10棟以上(5)、5棟以上10棟未満(3)、5棟未満(0)
	(7) 地域包括ケアシステムにおける環境	地域包括ケアシステムにおいて連携が重要となる機関（地域包括支援センター、医療機関）が近くにある	半径1km以内に地域包括支援センターと医療機関がある(5)、いずれかがある(3)、いずれもない(0)
	(8) 居住施設との併設等	同一の敷地内、隣接する敷地内もしくは同一の建物に居住施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の有無	なし(5)、あり(0)
	(9) 法人の介護保険事業の経験年数	介護保険事業の経験年数	6年以上(3)、3～5年(1)、0～2年(0)
	(10) 法人の訪問サービス事業の運営の有無	指定訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所を運営している	あり(3)、なし(0)

2 次 審 査	(1) 事業予定地の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や幹線道路に近接しているなど、定期又は随時の訪問がしやすい環境 ・近くに地域包括支援センター、医療機関があるなど、地域包括ケアシステムにおける他の機関と連携が図りやすい環境 	(10)
	(2) 法人の資金力、経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に係る資金計画の妥当性 ・法人の財務状況の健全性 ・法令遵守の考え方 	(10)
	(3) 応募した動機	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に対する熱意・意欲 ・熱意・意欲を裏付ける経験・実績の有無 	(10)
	(4) 地域密着型サービス、地域包括ケアシステムに対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス、地域包括ケアシステムについての考え方 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の担う役割についての考え方 	(10)
	(5) 職員の採用、育成の計画および職員処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業における知識を有する職員の具体的な採用・研修育成の方法 ・職員の処遇(給与体系、福利厚生、職員通勤等) 	(10)
	(6) 危機管理体制	緊急時や非常災害時の体制、衛生管理体制についての考え方	(10)
	(7) 降雪期の訪問における対応	定期的な訪問に加え、利用者からの通報に応じた随時の訪問が必要となり、機動性が求められる定期巡回・随時対応型訪問介護看護において降雪期への対策	(10)
	(8) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器や利用者からの通報において使用する通信機器等の機能、対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、円滑に利用者からの通報を受け、迅速な対応ができる通信機器等の機能 ・通信機器等の携帯・配布体制および職員の対応方法 	(10)
	(9) 事業実施地域におけるニーズの把握状況、利用者の確保に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地域におけるニーズの把握状況 ・隣接・併設する居住施設(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等)の利用者へのサービス提供に関する考え方も含め、利用者の確保についての考え方 	(10)
	(10) その他セールスポイント	独自性のある取組み・セールスポイント	(10)

第4 人員・設備基準等について

1 グループホーム

<認知症対応型共同生活介護の人員基準・設備基準の概要（基準条例 111～114 条）>

従業者の員数	(1) 共同生活住居（ユニット）ごとの従業者	<p>①日中：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上</p> <p>②夜間・深夜：夜勤職員（宿直勤務を除く）を夜間・深夜の時間帯を通じて1以上（当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上とすることができる）</p> <p>③介護従業者のうち1以上が常勤</p>
	(2) 計画作成担当者	<p>①指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに保健医療又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識・経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了している者を配置（利用者の処遇に支障がない場合は、その指定認知症対応型共同生活介護事業所の他の職務に従事できる）</p> <p>②1以上は介護支援専門員とし、他の計画作成担当者の業務を監督する（併設小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により効果的に運営し利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる）</p> <p>③介護支援専門員でない計画作成担当者には、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等、認知症についての介護サービスの計画作成に実務経験がある者を充てる</p>
管理者	(1) 共同生活住居ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）	
	(2) 特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・介護医療院・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として、3年以上認知症の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している	
代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・介護医療院・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している	
定員	(1) 共同生活住居ごとの入居定員：5人以上9人以下	
	(2) 居室の定員：1人（利用者の処遇に必要な場合は、2人）	
設備・備品等	居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他利用者が日常生活上で必要な設備および備品等を設ける	(1) 居室の床面積：7.43㎡以上
		(2) 居間・食堂は同一の場所とすることができる
		(3) 家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する

※1 運営基準その他詳細については、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」等の基準条例および「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の解釈通知等を参照してください。

※2 事業者の代表者、管理者および計画作成担当者については、指定を受ける際に厚生労働大臣が定める研修を修了していなければなりませんので、十分留意してください（当該研修を修了していない場合は指定いたしません）。

2 小規模多機能型居宅介護事業所

<小規模多機能型居宅介護の人員基準・設備基準の概要（基準条例 83～87 条）>

従業者の員数	(1) 従業者	<p>①事業所ごとに以下の人員の確保が必要 【夜間および深夜の時間帯以外】 ア 通いサービス利用者3人に対し常勤換算法で1以上 イ 訪問サービス担当者を常勤換算法で1以上</p> <p>【夜間および深夜の時間帯】 ア 夜勤職員として時間帯を通じて1以上 イ 宿直職員として時間帯を通じて1以上</p> <p>②従業者のうち1以上が常勤の者 ③従業者のうち1以上の者は、看護職員（看護師、准看護師）でなければならない</p>									
	(2) 介護支援専門員	<p>①専ら登録者に係る居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事（利用者の処遇に支障がない場合は、その他の職務に従事できる） ②厚生労働大臣が定める研修を修了していること</p>									
管理者	(1) 常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）										
	(2) 特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・介護医療院・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了していること										
代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・介護医療院・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める必要な研修を修了している										
定員	(1) 登録定員	29人以下									
	(2) 利用定員	<p>①通いサービス：登録定員の2分の1から15人まで（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める定員のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="544 1207 1238 1391"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>②宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
	登録定員	利用定員									
	26人又は27人	16人									
28人	17人										
29人	18人										
(3) 宿泊室の定員	1人（利用者の処遇に必要な場合は、2人）										
設備・備品等	居間・食堂・台所・宿泊室・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備および備品等を設ける	<p>(1) 宿泊室の床面積：7.43㎡以上</p> <p>(2) 居間・食堂は同一の場所とすることができる（通いサービスの利用定員が15人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護にあつては居間および食堂を合計した面積は利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保すること）</p> <p>(3) 家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する</p>									

※1 運営基準その他詳細については、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」等の基準条例および「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の解釈通知等を参照してください。

※2 事業者の代表者、管理者および介護支援専門員については、指定を受ける際に厚生労働大臣が定める研修を修了していなければなりませんので、十分留意してください（当該研修を修了していない場合は指定いたしません）。

3 看護小規模多機能型居宅介護事業所

<看護小規模多機能型居宅介護の人員基準・設備基準の概要（基準条例 192～196 条）>

従業者の員数	(1)従業者	<p>①事業所ごとに以下の人員の確保が必要</p> <p>【夜間および深夜の時間帯以外】</p> <p>ア 通いサービス利用者3人に対し常勤換算法で1以上</p> <p>イ 訪問サービス担当者を常勤換算法で2以上</p> <p>【夜間および深夜の時間帯】</p> <p>ア 夜勤職員として時間帯を通じて1以上</p> <p>イ 宿直職員として時間帯を通じて1以上</p> <p>②従業者のうち1以上が常勤の保健師又は看護師</p> <p>③従業者のうち常勤換算法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師</p> <p>④通いサービスおよび訪問サービスの提供にあたる者のうち、1以上は保健師、看護師又は准看護師</p>								
	(2)介護支援専門員	<p>①専ら登録者に係る居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事（利用者の処遇に支障がない場合は、その他の職務に従事できる）</p> <p>②厚生労働大臣が定める研修を修了していること</p>								
管理者	(1)常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）									
	(2)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・介護医療院・指定複合型サービス事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者又は保健師もしくは看護師									
代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・介護医療院・指定複合型サービス事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める必要な研修を修了している者又は保健師もしくは看護師									
定員	(1)登録定員	29人以下								
	(2)利用定員	①通いサービス：登録定員の2分の1から15人まで（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める定員のとおり）								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
		登録定員	利用定員							
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
②宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで										
(3)宿泊室の定員	1人（利用者の処遇に必要な場合は、2人）									
設備・備品等	居間・食堂・台所・宿泊室・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備および備品等を設ける	(1)宿泊室の床面積：7.43㎡以上								
		(2)居間・食堂は同一の場所とすることができる （通いサービスの利用定員が15人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護にあつては居間および食堂を合計した面積は利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保すること）								
		(3)家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する								

※1 運営基準その他詳細については、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」等の基準条例および「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の解釈通知等を参照してください。

※2 事業者の代表者、管理者（保健師もしくは看護師除く）および介護支援専門員については、指定を受ける際に厚生労働大臣が定める研修を修了していなければなりませんので、十分留意してください（当該研修を修了していない場合は指定いたしません）。

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準・設備基準の概要（基準条例7～9条）>

従業者の員数	(1)オペレーター	①提供時間帯を通じて1以上 ②1人は常勤 ③看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員（オペレーターが勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できる場合は、サービス提供責任者として1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した者を充てることも可） ④専従（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可、同一敷地内にある施設等の職員を充てることも可）
	(2)定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数
	(3)随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて1以上
	(4)訪問看護サービスを行う看護師等（一体型のみ）	①保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上（うち1人は常勤の保健師又は看護師、提供時間帯を通じて1人以上の看護職員との連絡体制を確保） ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
	(5)計画作成責任者	上記の従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかから1人以上
管理者	常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）	
設備・備品等	(1)通信機器等	①利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させる ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ②適切にオペレーターに通報できるよう、通信のための端末機器を配布
	(2)専用の区画、必要な設備・備品等	①事業の運営を行うために必要な面積を有する事務スペース、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保 ②必要な設備・備品等を確保（特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等）

※1 運営基準その他詳細については、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」等の基準条例および「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の解釈通知等を参照してください。

※2 訪問介護員は、介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者又は介護職員初任者研修課程修了者であることが必要です。（生活援助従事者研修課程終了者は従事できません。）

第5 秋田市の日常生活圏域（募集区域）

圏域\サービス種類		グループホーム	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問看護介護	住所(大字)
中央	中1	応募可	応募可	応募可	八橋(字イサノを除く)、高陽、山王、大町、旭北、千秋(久保田町を除く)
	中2			応募可	旭南、川元、川尻、茨島、卸町
	中3			応募可	泉、保戸野
	中4			応募可	中通、南通、檜山
東部	東1	応募可	応募可	応募可	千秋久保田町、手形、手形山、東通
	東2			応募可	旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、柳田、太平、下北手
	東3			応募可	横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、広面、蛇野
	東4	×	×	応募可	河辺
西部	西1	応募可	×	応募可	勝平
	西2			応募可	新屋、浜田、豊岩、下浜
南部	南1	応募可	応募可	応募可	牛島、大住、大住南(1丁目)、山手台、上北手、南ヶ丘
	南2			応募可	仁井田、大住南(2・3丁目)、御野場、御所野、四ツ小屋
	南3	×	×	応募可	雄和
北部	北1	応募可	応募可	応募可	八橋字イサノ、寺内、土崎港南、将軍野南
	北2			応募可	将軍野東、将軍野、外旭川
	北3			応募可	土崎港東、土崎港中央、土崎港西、土崎港相染町、土崎港古川町
	北4			応募可	土崎港北、港北、飯島(JR 東)
	北5			×	×

《参考 小学校区別整備状況》

No.	圏域	学区名	グループホーム 整備状況	小規模多機能型居宅介護事業所 (看護小規模多機能型居宅介護 事業所を含む) 整備状況	
1	中央	明德小学校	整備済	未整備	
2		旭北小学校	未整備	整備済	
3		八橋小学校	整備済	未整備	
4		旭南小学校	整備済	未整備	
5		川尻小学校	未整備	未整備	
6		保戸野小学校	整備済	整備済	
7		築山小学校	整備済	整備済	
8		中通小学校	未整備	整備済	
9		泉小学校	整備済	整備済	
10	東	旧 秋 田 市	旭川小学校	整備済	整備済
11			東小学校	未整備	整備中
12			広面小学校	未整備	整備済
13			太平小学校	整備済	未整備
14			桜小学校	整備済	整備済
15			下北手小学校	整備済	整備済
16		旧 河 辺	河辺小学校	未整備	整備済
17			戸島小学校	未整備	未整備
18			岩見三内小学校	整備済	未整備
19	西	浜田小学校	整備済	整備済	
20		下浜小学校	未整備	未整備	
21		日新小学校	整備済	整備済	
22		豊岩小学校	整備済	未整備	
23		勝平小学校	整備済	整備済	
24	南	旧 秋 田 市	牛島小学校	整備済	整備済
25			仁井田小学校	整備済	整備済
26			四ツ小屋小学校	整備済	未整備
27			大住小学校	整備済	整備済
28			御所野小学校	整備済	未整備
29			上北手小学校	整備済	未整備

30		雄和小学校	整備済	整備済
31	北	高清水小学校	整備済	整備済
32		外旭川小学校	整備済	整備済
33		土崎小学校	整備済	未整備
34		土崎南小学校	整備済	整備済
35		寺内小学校	整備済	整備済
36		飯島小学校	整備済	整備済
37		飯島南小学校	未整備	整備済
38		港北小学校	整備済	未整備
39		下新城小学校	未整備	未整備
40		金足西小学校	未整備	未整備

※ 小学校区域が不明の場合は、秋田市ホームページ[<https://www.city.akita.lg.jp>]
【トップページ > くらしの情報 > 教育・学校 > 小・中学校の入学、転校 >
秋田市立小・中学校通学区域(学区)】でご確認ください。

第6 公募申込の様式について

1 公募申込様式

公募申込書等	① 公募申込に係る提出書類一覧	【様式1別紙】
	② 公募申込書	【様式1】
	③ 地域密着型サービス事業計画概要書	【様式2】
	④ 法人の沿革	【様式3】
	⑤ 誓約書（役員名簿）	【様式4】
	⑥ 事業計画提案書	【様式5】
	⑦ 代表者・管理者の経歴書	【様式6】
資金計画	⑧ 資金計画書	【様式7】
	⑨ 借入金返済計画書	【様式8】
	⑩ 資金収支見込書	【様式9】

2 添付書類 ◎=必須、○=該当する場合のみ

	書類名	既存法人	新設法人
施設計画	① 事業所予定地の案内図	◎	◎
	② 建物計画図（平面図、立面図、配置図）	◎	◎
	③ 土地登記事項証明書（要約書は不可）	◎	◎
	④ 【自己所有以外の土地の場合】土地売買（贈与）確約書又は土地貸借確約書	○	○
	⑤ 【既存建物の場合】建物登記事項証明書（要約書は不可）	○	○
	⑥ 【自己所有以外の既存建物の場合】建物売買（贈与）確約書	○	○
	⑦ 近隣の町内会等の建設同意書等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く）	◎	◎
法人の概要	⑧ 法人の定款およびその登記事項証明書	◎	—
	⑨ 給与規程および就業規則 ※新設法人の場合は案で提出	◎	◎
	⑩ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）※過去3年分。親会社がある場合は、応募法人分のほかに当該親会社分も、また、介護事業以外の事業を展開している法人にあっては、介護事業分がわかる書類も添付のこと。	◎	—
	⑪ 秋田市で発行された秋田市の市税に滞納が無いことの証明（完納証明書）	◎	—
	⑫ 【本社所在地が市外の場合】本社所在地の市区町村で発行された市区町村税に滞納が無いことの証明（完納証明書）又は直近2年度分の法人市区町村民税および令和4年度・令和5年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	○	—
	⑬ 秋田市で発行された設立代表者個人の令和4年度・令和5年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	—	◎
	⑭ 【代表者の住所地が市内の場合】秋田市で発行された設立代表者個人の令和4年度・令和5年度の住民税の納税証明書	—	○
	⑮ 【代表者の住所地が市外の場合】設立代表者個人の住所地の市区町村で発行された令和4年度・令和5年度の住民税および固定資産税の納税証明書。 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	—	○
	⑯ 過去6年の間に受けた介護保険法に基づく行政処分又は勧告の内容【参考様式10】	◎	—
	⑰ 過去3年分の指導監査結果一覧（指導区分が文書指摘、口頭指摘で介護保険法に基づくもの、秋田市又は他指定権者から過去に指導を受けた場合のみ）【参考様式11】	◎	—

3 提出に係る留意事項（※必ずお読みください）

- ① 公募申込書類の作成に当たり、建物計画図（平面図、立面図、配置図等）は、施設計画の設備機能などが確認できるようベッド、テーブル等の家具の配置を記載するなど、選定審査を念頭に詳細が確認可能なものとしてください。

（例）建物配置図

- ・ 敷地と建物の位置関係がわかるようにすること。
- ・ 敷地と道路の位置関係、面積、幅員等がわかるようにすること。

各階平面図

- ・ 部屋ごとに名称（「居室」、「共同生活室」等）、壁芯面積を記入すること。
- ・ 居室および共同生活室については、壁芯面積のほか内法面積をカッコ書きで併記すること。
- ・ 通り芯を消し、壁・柱は塗りつぶすこと。

※一次審査項目にある、「浴槽」（介助方向がわかるよう）、「談話スペース」、「中庭」、「デッキ」、「縁側」、「スロープ」、「玄関屋根」、「避難経路（舗装の有/無も明記のこと）」、「車いす対応洗面・手洗」、「地上階の非常口と地面との段差の有/無（スロープ）」等についても、必ず図面に明記すること。（記載がない場合、一次審査で加点されないことがあります。）

- ② いったん提出された公募申込書等の書類一式を返却することや、一部書類を差し替えるといったことはできません。公募申込書の提出に当たっては、不備等がないか十分に確認をしたうえで行ってください。ただし、所定の公募申込書等のほか、本市が必要と認める場合には、書類の差し替え、追加書類の提出を求める場合があります。
- ③ 公募申込書類の作成にともなう経費は、応募事業者の負担となります。
- ④ 様式・添付書類は原則A4（各提出書類ごとに両面印刷）で提出してください。ただし、図面等A4によりがたいものについてはA3での提出を認めます。
- ⑤ 上表の提出書類の順に、各ページの下部中央にページを記載してください。
- ⑥ 様式1別紙（公募申込に係る提出書類一覧）にあるインデックス番号に合わせ、各項目にインデックスを取り付けてください。
- ⑦ 様式1別紙（公募申込に係る提出書類一覧）は巻頭につけてください。（ページおよびインデックスは不要。）
- ⑧ 全体をフラットファイルで綴り、表紙に法人名・事業所名を記入してください。
- ⑨ 提出された書類は、本市の情報公開条例に基づき、整備法人（事業者）名、その他の情報（個人情報および内部管理情報等を除く。）を公開することがあります。

令和5年5月

秋田市福祉保健部介護保険課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5674

FAX 018-888-5673